

休業日単価請求利用者負担額かかり増し分請求の件

令和2年4月14日
にじと風福社会
荒木 賢太

・八千代市

休業日単価での請求

かかり増し分対象は4600円、37200円の方

八千代市が計算をし休業日単価で増えた分を事業所に戻し事業所から利用者へ返還。

例 37200円世帯の方

普通15000円→コロナ休業日20000円→差額5000円を返還。

4600円世帯の方

・月2回～3回利用

普通2000円→コロナ休業日3000円→差額1000円を返還。

月6回～毎日利用

普通4600円→コロナ休業日4600円→差額なし 返還無。

返還時期は5月下旬～6月中